広報こまえ

昭和47年4月1日現在（推計人口）

		本月	前月比
人口	男	32,111	64減
	女	30,401	19増
	計	62,512	45減
世帯数		19,887	4減

狛江市役所
電話（480）1181
狛江市水道課事務所
電話（480）0201
狛江消防署
電話（480）0119

清掃条例改正される

家庭排出物の処理、全面無料化

事業廃棄物　事業者側の処理に

市では、昭和四十年に制定された「狛江市清掃条例」を全面的に改正し、名称も「廃棄物の処理と清掃に関する条例」に改め、三月の第一回定例市議会に提案し可決されました。これによって、市民生活の環境保全のため家庭排出物処理の全面無料化と、事業廃棄物は事業者側自ら処理するように改められたことです。

産業経済の発展に伴い、経済社会が活発になるとともに廃棄物の量も膨大化してきました。さらにごみの種類まで多様化してついには「ごみ戦争」とまでいわれている現状です。こうした状勢に対応するため、昭和四十五年十二月の公害国会で清掃法が全面改正されたのを機会に、現行条例を改正したわけです。

この改正は、昨年九月に事業者責任をうたった「廃棄物の処理と清掃に関する法律」が施行されたことに伴うものです。条例改正の基本的な考えかたとしては、①市民の生活を守るため、家庭から排出される廃棄物の処理に最重点をおいて、全面的に無料化したこと②事業活動により排出された廃棄物は、事業者が自らの責任で処理することを原則としたこと、などで改正されたおもな点はつぎのとおりです。

【廃棄物の区分】排出者の形態により、つぎの二つに分けました㈠家庭廃棄物…家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（一般廃棄物といいます）。㈡事業系廃棄物…事業活動に伴って生じた廃棄物（これは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物からなっています。）

【処理責任の明確化】家庭廃棄物については市で処理し、事業系廃棄物については事業者で処理することにしました。ただし、事業系廃棄物でも処理場の機能に支障のない範囲で、市が補充的に処理をすることができます。

【市民の協力義務】㈠自己の所有または管理している土地や建物内は、常に清潔にしてください。㈡生活環境の保全上、支障のない範囲で廃棄物を自ら処分できるものは、処分するよう努めてください。㈢廃棄物は種別ごとに分けて収集日に出してください。㈣粗大ごみは、市の指定する場所に集めておいてください。㈤ごみや便そうの中に、有害性、危険性、引火性のあるもの、または著しく悪臭のするものは混ぜないでください

【生活環境の保持】㈠公共の場所で宣伝物、印刷物などを配布した人、または配布させた人は、配布されたものが散らかったときは清掃しなければなりません。㈡土木、建築などの工事に伴ってどしゃ、廃材などを排出する人は公共の場所にそれらが飛び散ったり流れ出さないように適正に管理をしなければなりません。㈢土地建物の所有者または管理者は、廃棄物が捨てられないように清掃し管理をしなければなりません。また、廃棄物が捨てられた場合は、自らの責任で処理をしてください

【小規模事業者対策】㈠市長は事業系廃棄物のうち、小規模事業者から排出したものについては処理をすることができることとしています。㈡廃棄物処理手数料については、つぎのとおりです。一定量（ごみの場合一日平均排出量二〇〇キログラム、または一時に一〇〇キログラム。し尿の場合は一日の排出量が一八〇リットル）以下のものについては無料としました。一定量以上のものについては、ごみ、粗大ごみ、燃えがらは一キログラムにつき七円、処理場にごみを自己搬入した場合は、一キログラムにつき三円、ふん尿は三六リットルにつき百八十円、動物の死体は一体につき五百円としました。以上が条例改正のおもな点です。

なお、詳細は民生部環境衛生課環境整備係へ。

完成した水道施設

東京を地震災害から守る

狛江市も含む　震災予防条例を制定

東京は、安全性をかいたままの都市づくりが行なわれたため、その都市構造は地震の災害に対するもろさを内包しています。

東京を地震による災害から守るためには、必要な措置を急がなければなりません。いうまでもなく、地震は自然現象ですが地震による災害の多くは、人災であるといえます。

したがって、人間の英知と技術と努力により、地震による災害を未然に防止し、被害を最少限にくいとめることができるはずです。

つぎの条例は、人間の英知と勇気を導くための都民と都の決意の表明であり、都民と都が一体となって東京を地震による災害から守るための合意を示すものです。

この条例は、八章五十三条からなっており、知事、区市町村都民、事業者の各責務、防災都市計画、地震による破壊の防止（耐震性）、宅地造成地における震災の防止、地下用水くみ上げの防止（地盤沈下防止）、火災などの防止（出火防止）、火災拡大の防止（消防力の強化）避難、情報連絡体制の整備、防災市民組織の育成、防災教育、防災訓練、防災に対する都民の意見を条文化しています。

なお、この条例には、罰則規定がなく、大部分が努力義務を規定しているのみです。実働性を確保するための配慮と、近い将来東京に大地震が起こりうる可能性について、都民に周知徹底させ、地震災害の未然防止対策をすみやかにはかることが付帯決議されています。

東京都震災予防条例の全文について、三回に分けて掲載します。

【第一条　定義】一、危険地域＝地震の発生による建築物その他工作物の倒壊または火災、水害もしくはその他の災害により著しい被害が発生するおそれのある地域として知事が指定する地域をいう。

二、特別危険地域＝危険地域内にあって、特に著しい被害が発生するおそれのある区域で、区域住民の安全の確保と周辺住民の避難のため開発する区域として知事が指定する区域をいう

三、避難場所＝危険地域やその他の地域にあって、住民が避難することのできる安全な場所として知事が指定する場所をいう。

四、避難道路＝危険地域とその他の地域にあって、住民の避難場所へ安全に避難させる道路として知事が指定する道路をいう。

【第二条　知事の基本的責務】知事は、あらゆる施策を通じて都民の生命、身体と財産を地震による災害（以下「震災」という。）から保護し、その安全を確保するため、最大の努力を払わなければならない。

2、前項の目的を達成するため知事は、震災予防に関する計画を作成し、その推進をはからなければならない。

【第三条　調査、研究と技術の開発】知事は、震災の発生原因発生状況その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査と研究を行なうとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2、知事は、前項の調査、研究と技術の開発の成果を都民に公表しなければならない。

【第四条　都市施設等の整備】知事は、震災を予防し、その拡大を防止するため、都市施設の耐震性と耐火性の保持、避難場所、避難道路の確保など諸施設の整備に努めなければならない

【第五条　火災の防止】知事は地震による火災の発生とその拡大を防止するため必要な施策を積極的に推進しなければならない。

【第六条　都民に対する指導と助言】知事は、震災の防止に関する事業（以下「防災事業」という）の計画と実施にあたって都民の協力を求めるとともに、都民が行なう震災を防止するための自主的活動に対し、積極的に指導と助言を行なわなければならない。

【第七条　区市町村に対する総合調整】知事は、特別区と市町村（以下「区市町村」という。）が処理する防災事業の実施を助け、その総合調整を行なわなければならない。

【第八条　他の地方公共団体等の協力】知事は、防災事業の計画と実施にあたり、他の地方公共団体その他公共団体の協力が必要であると認めるとき、その団体に対して協力を要請し、または他の地方公共団体から協力の要請があったとき、これに応じなければならない。

【第九条　区市町村の基本的責務】区市町村は、地域住民の生命、身体、助産を震災から保護し、その安全の確保に努め、知事の実施する防災事業に協力するとともに地域の開発にあたっては防災について配慮しなければならない。

【第十条　区市町村の防災意識の高揚】区市町村は、計画的に防災教育と防災訓練を実施するとともに、住民の自発的な防災組織の育成をはかり、住民の防災意識の高揚に努めなければならない。

（つづく）

多摩川緑地公園　使用できます

水道施設もでき不便解消

多摩川緑地公園は、昨年八月の台風二十三号の大雨と冠水による被害を受け損傷しました。そのため、長い間公園が利用できず皆さんにはたいへん迷惑をかけていましたが、この補修工事が四月に終わり五月一日からいままでどおり使用ができるようになりました。

また、この公園に水道施設が設けられ、利用者皆さんの不便が解消されました。市では、これからも皆さんの体力増進、休養、いこいの場となるように整備、管理につとめていきますが、公園を使用する人も器具などの施設をたいせつに扱ってください。

なお、公園内の体育施設（グラウンド）を利用する人は、民生部市民課の窓口係で申請手続きをしてください。

吉岡助役が退職

吉岡金四郎助役は一身上の理由で四月十五日付で退職されました

同氏は、昭和二十二年九月一日付で役所（当時役場）にはいり、税務、戸籍、都市計画、厚生、総務、企画などの各課長を歴任し、昭和四十四年十一月八日付助役に就任しました。以来二年五か月にわたり、市長の補佐役として、市政のため尽力されました。

課長級が異動

四月一日付で課長級の異動が行なわれ同日発令されました。

総務部庶務課長（民生部保険課長）菅原啓介、同部主幹・福祉会館開設準備担当（水道課長補佐）櫻井七生、財務部収納課長（同部収納課長補佐）恒松キヨ、同部副主幹・検査担当（民生部市民課長補佐）山崎正義、民生部保険課長（和泉、藤塚保育園長）山本芳彦同部産業経済課長（民生部環境衛生課長補佐）市川和男、同部応急処理課長（同部応急処理課長補佐）井上昭一、建設部管理課長（民生部産業経済課長）石黒秀夫、同部計画課長（水道課長）飯田和男、水道課長（財務部収納課長）榎本重治、監査事務局長（同事務局）石井正子。

資料提供に協力を

市史編さん活動始まる

市では、現在五か年計画で市史編さん活動を行なっていますが、さらにことしからは委員も決まり本格的な事業を始めることになりました。

この事業を始めるにあたり、市の記録と昔から歩んできた土質、人類、植物、その生活や風俗、習慣など、長年にわたるそれらの遺物、遺品または参考資料がありましたら、どんなものでもけっこうですから総務部職員課市史編さん担当へ連絡をしてください。

また、これらの記録を作ることにより、編さん委員が調査に訪問し必要に応じて資料の複写や、写真などをとらせていただく場合もありますから協力をお願いします

5月21日（日）はノーカーデー

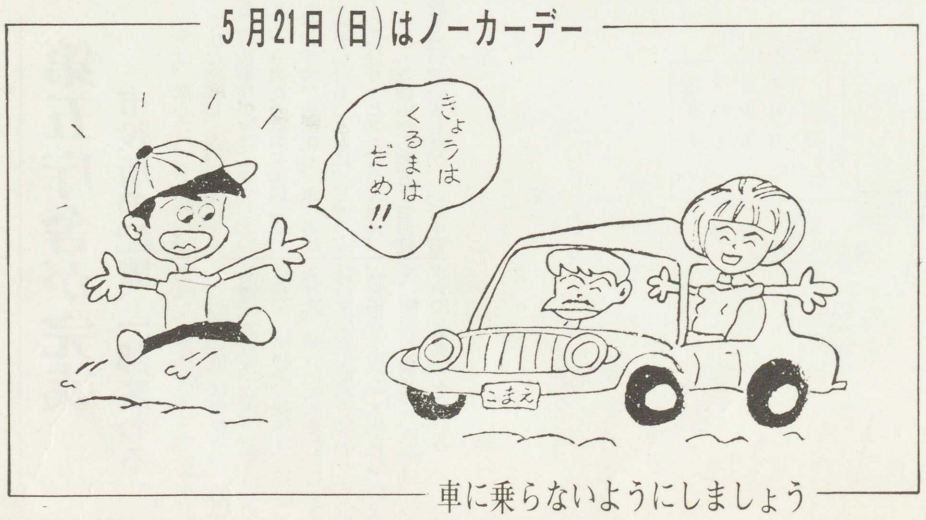

車に乗らないようにしましょう

商業統計調査を実施

5月1日現在で 分布状況、販売活動をおもに

通商産業省では、五月一日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、全国の商店を調査し、その分布状況や販売活動の実態を明らかにして、国や地方公共団体の行政施策に役だてるとともに関係業界の経営に利用できるような統計資料を作るため二年ごとに行なわれるものです。

調査のおもなものは、①商店名と所在地②経営組織と資本金額または出資金額③商店の開設年④売場面積⑤従業員数⑥年間商品販売額⑦商品手持ち額⑧その他仕入先別割合、販売先別割合、販売方法別割合、セルフサービス方式の採用の有無、商店の本支店別営業経費などです。

調査員の氏名、住所は、つぎのとおりです。

渡部一己・和泉一六九一、山口孝子・岩戸一一六二、松崎リツ子・和泉一二〇四、松本善六・和泉一〇三七、栗山博行・和泉四七八、荒井長三・和泉六三七、石井友男・和泉四九九、井上慶子・和泉一七五五、中野米子・和泉二三七〇、本橋武雄・和泉一九一八、平松恵美子・和泉二〇九七の五、小川重次・岩戸一〇七一、安藤房雄・和泉二三〇四、小川副太郎・岩戸八七一、井野陽子・岩戸一四一九、新間美佐保・岩戸一四二三の三、片岡玲子・岩戸一一六七、栗山寛行・小足立四八〇、滝美枝子・小足立九九九の六、富永松茂・小足立八一九、松本公臣・和泉二二〇伊東一司・和泉二八、伊東新六・和泉二八、久保幸江・和泉一八、石井市郎・和泉二一七六、岡良樹・和泉二六七二、石田達文・和泉二五九七、大久保茂徳・和泉二六一六、並木喜美子・猪方四八九、市川秀子・猪方四九一、秋元雄作・駒井三九三、川本義吉・駒井二九、小川富雄・岩戸五七九、（敬称略）

また、調査した事項は、統計を作る目的以外には使用しないよう法律で禁じられていますので、調査員が伺いましたらありのまま記入してください。

なお、詳細は民生部生産経済課統計係へ。

日赤社員増強運動始まる

5月1日から31日まで

日本赤十字社員増強運動は、五月一日から三十一日まで全国いっせいに行なわれます。

日本赤十字社は、災害、血液、保健衛生、その他数多くの事業を人類愛による世界平和と、人々の幸福を願って奉仕活動を行なっています。

日赤社員増強運動は、これらの事業基金を確保するため、運動期間中協力員が皆さんの家庭に伺い賛助を願うものです。

なお、協力員は日本赤十字社が発行した身分証明書を携帯していますから、もし不審な点がありましたら証明書の呈示を求めてください。

ろうあ者相談を開設

市では、四月から毎月第一、第四金曜日にろうあ者のための相談を行なっています。

この相談は、聴覚障害のため相談相手もなく、日ごろ何かと悩んでいる人のためのもので、相談時間は午後一時から午後五時まで、福祉事務所で行ないます。

どんな相談でも、秘密を守りますから、気軽においでください。

なお、五月の相談日は十二日（金）と二十六日（金）です。

敬老金の申し込み手続きを

九月十五日の「敬老の日」に、長寿を祝って敬老金七千円（都から五千円、市から二千円）が支給されます。

支給対象者は、都内に一年以上住んでいる満七十五歳（明治三十年九月十六日以前に出生）以上の人です。手続きは、六月末までに民生委員が直接皆さんの家庭に伺って申し込みを受け付けます。

なお、詳細は近くの民生委員か福祉事務所厚生係へ。

環境緑化推進運動に協力を

植木即売会を開く

近年当市でも市街化が急激に進み、緑が失なわれつつあります。こうした現状から緑化推進運動の一つとして、植木即売会を五月三日午前十時から午後四時まで第一小学校校庭で開きます。この即売会は狛江市造園組合と同農業協同組合青壮年部の協力を得て行なわれるもので、市価より安い価格で植木を販売します。

なお、当日雨天の場合は五月七日に延期します。

市で3番目の 市立駒井保育園が誕生

4月1日に開園式

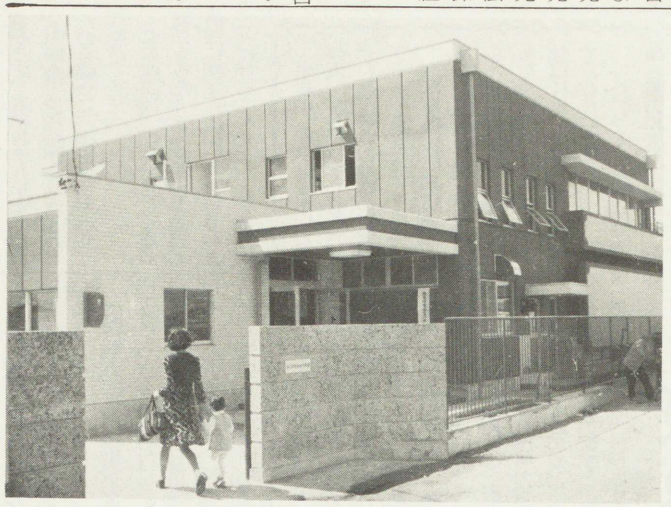

完成した駒井保育園

市では、昨年八月二十五日から工事費二千六百七十五万円をかけて、市立駒井保育園（駒井三四七）を建築していましたが、ことしの二月二十八日に完成しました。そして四月一日に入園を兼ねて開園式が行なわれました。

施設の規模は、四百二十九・八八平方メートルで保育室が四室、乳児室、医務室、ほふく室、遊戯室、事務室がそれぞれ一室づつあります。

また、この保育園は環境がよく日当たりのよい場所で、園児は毎日楽しく保母とともに過ごしています。園児の定員は八十人です。

なお、これにより市で三番目の保育園施設ができたわけですが、こんごも福祉行政の一つとして、保育園の建設に努めていきます。

一日は都民防火の日 建物内の防火改善を

夏に向かって家庭や職場では、部屋の模様替えや家具の配置替えをするところが多いようです。そのため、思わぬところに火災の危険を発見することがあります。特に五月は、東京都でも火災が多く発生しています。この機会に建物内を点検して防火の改善をしてください。

また、東京都では、毎年五月にたき火、喫煙禁止区域が定められていますので、この区域内でのたき火と喫煙はやめるようにしてください。

【家庭では】一、燃えやすいところを改善しましょう。

①こんろ、ガス湯沸かし器など火を使用する器具のまわりを点検し、可燃物を整理するとともに、周囲は石綿板などの不燃材にはりかえること。②ふろ場、ガス湯沸かし器などの煙突、換気筒を清掃し、破損しているものは補修すること。③使い終わった暖房器具は手入れと点検をして、いつでも安全に使用できるようにしておくこと。

二、吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

①たばこは、灰ざらのあるところで吸う習慣をつけること。②ねたばこ歩行中のたばこはやめること。

【職場では】一、防火戸、非常口、避難通路は、いつでも使えるようにしておきましょう。

①廊下、階段、出入口などには避難の支障となる荷物をおかないこと。②防火戸などの機能を確認すること。③避難通路の安全を再点検すること。

二、正しい喫煙管理をすすめましょう。

①歩行中の喫煙はやめること。②たばこは、吸いがら入れのあるところで喫煙し、吸いがらの投げ捨てはしないこと。③吸いがら入れのあとかたずけを完全にすること。

市政モニター募集

市では、昭和四十七年度の市政モニターを募集します。

これは、市の行政に対する意見、要望などを広く皆さんから集めて、市の行政に反映させようとするものです。

【応募資格】満二十歳（昭和四十七年五月一日現在）以上の市民で、市内に引き続き三か月以上住んでいる人。

【募集人員】五人。

【任期】五月から昭和四十八年三月末日まで。

【謝礼】年額八千四百円（ただし、アンケート、レポートの回答数によって違います。）

【モニターの仕事】①市政に対する意見、要望について二か月に一回レポートを提出していただきます。②市が依頼する事項について臨時のレポート、（題＝わたくしたちの生活と市政＝四百字）を書いて、総務部職員課秘書広報係へ申し込んでください。

【申し込み期間】五月一日から十日（当日の消印は有効です）まで。

また、申し込み者が多い場合は、感想文、地域、年齢を参考にして決定します。決定の通知は五月下旬に申し込み者あてに通知します。

【応募方法】民生部市民課窓口係に備え付けてあります申し込み用紙に、必要事項と感想文たはアンケートを年二回程度提出していただきます。③市が行なうモニターに関する会議に出席していただきます。

なお、詳細は総務部職員課秘書広報係へ。

昭和47年度明るく正しい選挙推進協議会委員、同推進委員が決まる

昭和四十七年度の明るく正しい選挙推進協議会委員と、同推進委員が決まりました。

この、明るく正しい選挙推進協議会委員と、同推進委員の構成はつぎのとおりです。

▽明るく正しい選挙推進協議会

推進協議会は、自主的な民間団体として設置されその構成は、教育文化、学識経験者、選挙管理委員、青年団、婦人会などの各種団体関係者から構成されています。

会長＝秋元祐男（駒井五二〇）副会長＝青戸タマ（和泉二六九九）委員＝大内綾子（岩戸一〇七五）大熊正雄（岩戸五九一）毛塚ツヤ（和泉四六九）清水節男（猪方六七一）高木久子（小足立一〇二七）日裏カツ子（和泉一六四一の四）樋口まき（岩戸一三一九）谷田部錦三（和泉二三七二）

▽明るく正しい選挙推進委員

推進委員は、おもにPTA、青年団、婦人会などの関係者から構成されていて、任期中それぞれの地域において、明るく正しい選挙の推進運動に協力していただきます。

この推進委員の活動は、「話し合い」をおもに行ない、その席では司会者、助言者の役割と選挙管理委員会が行なう各種啓発事業に協力していただきます。

委員＝荒井チエ子（和泉二〇二〇）青戸タマ（和泉二六九九）黒岩雅吉（猪方七三〇の一八）清水節男（猪方六七一）鈴木悦子（和泉一五〇都営狛江アパート四九号棟一〇二号室）高木久子（小足立一〇二七）林寿子（岩戸五二）樋口まき（岩戸一三一九）堀ヒサ子（和泉一二四一）吉岡公惠（和泉二五〇八）（敬称略）

食堂経営者は米販登録を

最近、食道、スナックで無登録により米穀類（カレーライス、定食、天丼、カツ丼、ピラフなど）を提供している店があります。

もし食堂を経営する場合は、食糧管理法により米販登録をするようになっていますから必ず登録を受けてください。

なお、詳細は民生部市民課記録係へ。

福祉年金所得届けは早めに

提出期間は6月30日まで

福祉年金、老人医療証を受けている人は、毎年六月三十日までに所得状況届けを提出することになっています。

この所得状況届けとは、昭和四十六年中の本人、配偶者、扶養義務者の所得を届け出るもので、これによって昭和四十七年度の福祉年金が受けられるかどうかを決めるものです。この届けを提出される前に、必ず扶養義務者が市民税の申告をすませておく必要がありますから、注意してください。

また、この届け出が遅れますと九月の支払日に年金が受けられないことがありますから、早めに国民年金証書と印鑑を持参して、民生部市民課窓口係へ提出してください。

なお、詳細は民生部保険課年金係へ。

第五庁舎が完成

市役所の配置、一部変わる

当市は、都心のベッドタウンとして年々発展し、人口の増化とともに行政事務が複雑多様化しています。そのため職員を増員しましたが、庁舎が過密化し、来庁者に不便をかけるとともに、じゅうぶんな市民サービスもできません。こういった理由から第五庁舎の建設を急いでいましたが、四月十日完成し、事務を行なっています。

この建物は、軽量鉄骨造りの二階建で一階は、収入役室をはじめ財務部（財務課、課税課、収納課）会計課、銀行が配置されています特に来庁者の便利をはかるため徴収関係の窓口が一本化されています。配置替えの課については、つぎの図を参照してください。

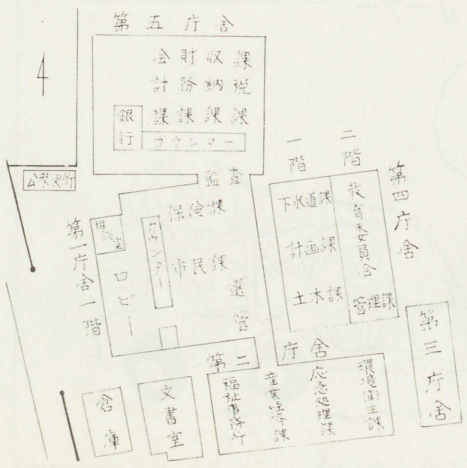

市指定店舗小売物価

（単位：円）

品名	数量	3月	4月
牛肉	100g	146	147
豚肉	100g	99	103
たまごム	100g	23	21
ハム	100g	78	80
まぐろ（さしみ用）	100g	212	231
あじ	100g	73	73
さば	100g	22	24
ぶり	100g	127	131
いかし	100g	73	66
いわし	100g	56	56
キャベツ	1kg	42	58
ねぎ	100g	6	9
にんじん	100g	7	7
だいこん	1kg	21	38
ほうれん草	100g	13	11
レタス	100g	26	26
きゅうり	100g	17	20
カゼ薬	(ルル)30錠	230	230

小・中学校入学式終わる

小学校99人，中学校63人ふえる

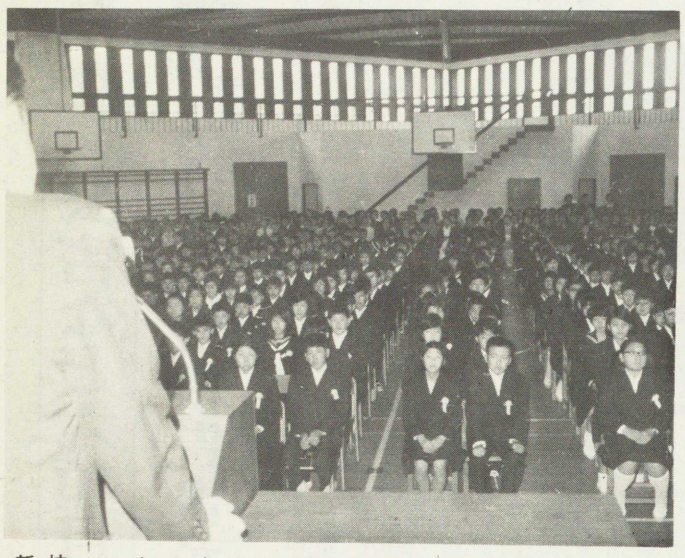

校長先生の話しを聞く新入生の皆さん

市立小学校は四月六日、中学校は七日に入学式が行なわれました。ことし小学校に入学した児童は千百九十一人で、昨年の千九十二人に比べて九十九人ふえています。中学校では、昨年の六百人から六百六十三人（六十三人増）にふえています。小・中学校の各校別入学児童生徒数はつぎのとおりです。▽第一小学校百七十二人▽第二小学校三百三十一人▽第三小学校百九十六人▽第四小学校二百五十九人▽第五小学校百四十七人▽第六小学校八十四人、計千百九十一人。▽第一中学校四百十七人▽第二中学校二百四十六人、計六百六十三人。

青年学級 働く仲間の楽しいサークル

友だちをつくろう

教育委員会では、働く青年たちが楽しくつどい、学び、活動する場として五月十七日（水）から昭和四十八年三月まで、狛江市集会所と、市立第一小学校で青年学級を開設します。

青年学級は、働く青年たちの仲間づくりの場です。ギター、料理レクリエーション、スポーツ、一般教養の各コース学習や、ハイキング、キャンプ、合宿などの楽しい特別行事活動もあります。またここに集まる青年たちの出身地もいろいろで、仕事も組み立て工、事務員、大工、溶接工などさまざまです。でも、すぐに親しくなり話し合いや活動を通じて強いきずなで結ばれた友だちとなります。

大ぜいの青年たちの集団活動には、楽しさと苦しさがあり、その苦しさの中にほんとうの喜びがあります。対象者は、市内にすんでいるか、市内に勤務している青年で、費用は無料（ただし、材料費の実費は自己負担）です。申し込みは、教育委員会社会教育課社会教育係へ。

種目と内容はつぎのとおりです。コースは自由に選んで、いくつ受けてもけっこうです。

【六人制バレーボール】毎週月曜日＝六人制のバレーボールを、専門コーチがついて指導し、チームづくりをします。対外試合も行ないます。定員は四十人です。

消耗用具実費として一か月二百円程度の会費を徴収します。

【レクリエーション指導者養成】毎週月曜日＝日常的な会合や、つどいでの楽しいレクリエーションリーダーの養成をします。内容はゲーム、歌、フォークダンス、社交ダンス、簡単なスポーツなどで指導は日本レクリエーション協会が行ないます。定員は四十人です。

テキスト、用具代として一か月二百円程度の会費を徴収します。

【ギター】毎週水曜日＝ギターは心を静め楽しくもしてくれます。初心者を対象に指導します。指導は、日本ギター音楽院の季子幸夫教授です。定員は二十五人です。テキスト代として約千円納めていただきます。貸しギターもあります。

【生活の教養】毎週水曜日＝若い仲間たちと、おいたちの話し合いや、社会の動き、人生、文化などについて各分野の専門講師を招いて学びます。定員は二十五人です。

【家庭料理】毎週水曜日＝基礎からお客様用料理、ケーキ類まで料理学校とは違った楽しさで指導します。指導は、料理研究家の南雲園枝先生です。定員は三十人です。材料費は一か月千円程度徴収いたします。

料理教室で楽しく試食してもらう学級生

【特別行事活動】随時＝金学級生のしんぼく会、キャンプ、ハイキング、合宿、球技大会、水泳会、クリスマスパーティなどの楽しい活動を行ないます。市が行なう体育祭にも参加します。参加者は全員です。

時間は、それぞれ午後六時三十分から午後九時までです。なお、開級式を五月十七日（水）午後六時三十分から、狛江市集会場で行ないますから全員出席してください。

詳細は、教育委員会社会教育課社会教育係へ。

いかに生き、育て、学ぶか

一時保育つき婦人学級を開設

教育委員会では、若い婦人や主婦どおしで語り合い、学びあい、ときには遊ぶことなどを通じて友だちを作るため、二十回に分けて婦人学級を開設します。内容は、講義、話し合い、レポート提出、施設見学会などを行ないます。また、子どもの一時保育も行ないますから、託児を希望される人は、おやつ代として四百円（二十回分）を添えて直接教育委員会社会教育課社会教育係へ申し込んでください。定員は十五人です。日程はつぎのとおりです。

▼五月十一日開級式、オリエンテーション▼五月十八日【主婦として】主婦をめぐる問題（講義）①▼五月二十五日主婦をめぐる問題（話し合い）②▼六月一日主婦をめぐる問題（整理）③▼六月八日他のグループと交流会（講師はそれぞれ岡田正子氏＝予定）▼六月十七日（土）女子教育の歴史（講義）①▼六月二十四日（土）女子教育の歴史（話し合い）②▼六月二十九日女子教育の歴史（整理）③（講師は日本女子大学教授一番ケ瀬康子氏）▼七月五日（水）【母親として】子どもの心の発達について（講義）①▼七月十二日（水）子どもの心の発達について（話し合い）②▼七月二十日子どもの心の発達について（整理）③▼七月二十七日託児室の保母さんと話し合い（講師は東京家政大学講師阿部明子氏）▼九月七日子どもの文化について（講義）①▼九月十四日子どもの文化について（話し合い）②▼九月二十一日子どもの文化について（整理）③▼九月二十八日施設見学（講師は芸術教育学園こどもの国園長筧三智子氏）▼十月五日【ひとりの人間として】①▼十月十二日わたしの生きてきた道すじ（講義）①▼十月十二日わたしの生きてきた道すじ（話し合い）②▼十月十九日わたしの生きてきた道すじ（整理）③▼十月二十六日反省とこんごの展望（話し合い）（講師は評論家丸岡秀子氏）。

時間は、いずれも午前十時から十二時まで、狛江市集会所で開設します。

なお、詳細は教育委員会社会教育課社会教育係へ。

ガソリンスタンドなどを指定作業場に

都公害防止条例一部改正

東京都では、東京都公害防止条例を一部改正して、ばいえんや汚水の排出などで特別な規制を受ける「指定作業場」を追加しました。

【指定作業場の追加】ガソリンスタンド、LPGスタンド、動力による自動車洗車場、有毒ガスを使用する食べ物のくんじょう場、めん類製造場、豆腐、煮豆製造場、洗たく施設を有する事業場が追加されました。これらの作業場を新設、増改築する場合はその旨の届けを、四月一日現在設置している場合は、五月三十日までに既設届けを民生部環境衛生課公害係へ提出してください。昭和四十七年三月三十一日現在、水質汚濁防止法による特定施設の届け出をした人は、届け出る必要はありません。

【振動の規制】工場や指定作業場から発生する振動を、住居地域と商業、準工業、工業地域に分けています。さらに昼間と夜間によって異なる振動基準が設けられています。この規制により住居地域の昼間の振動（鉛直方向の振動）が六十五デシベル（デシベルとは振動をはかる単位の一つをいい、六十デシベルでゆれを感じ始め、七十デシベルでやや感じ、七十五デシベルで強く感じます）に、夜間は六十デシベル以下に制限されました。

【排水基準の強化】工場や指定作業場に適用する基準で、水質汚濁関係では、マンガン、大腸菌の数が排出基準に盛り込まれましたさらに大気汚染関係では、ばいえんについてイオウ酸化物の排出基準が強められたほか、新しくばいじんの排出基準が設けられました。また、粉じんの排出基準の中にホルムアルデヒド、塩素、カドミウム、鉛の基準が盛り込まれ、製線機など特に粉じんを飛散させやすい施設には、集じん機や散水施設の取り付けが義務づけられました。なお、詳細は民生部環境衛生課公害係へ。

新たに6店舗ふえる

市指定水道工事店

市では、現在七店舗ある市指定水道工事店を四月一日から六店舗ふやし合計十三店舗としました。

この市指定水道工事店は、皆さんが水道工事の手続きを行なう場合、皆さんに代わって給水工事やその他の手続きをするものです。

市営水道の新親申し込みや、修理改造を依頼するときは、近くの市指定水道工事店に相談してください。また、給水工事は天候事情によって予定日までに終わらない場合がありますから、水道工事はできるだけ早く申し込んでください。

日曜日も当番制で営業

市指定水道工事店

五月の市指定水道工事店の日曜当番は、つぎのとおりです。

▽五月七日岩田屋設備工業所（四八九）〇四三六▽五月十四日㈱和泉工業所（四八〇）二〇一五▽五月二十一日荒井設備工業所（四八九）四六六一▽五月二十八日池田配管㈱（四八九）二七六四

なお、四月一日から池田配管工務店の名称が池田配管株式会社と変更しました。

成人教室の利用を

【講座…話しのしかた】五月十日から三十一日までの毎週水曜日午前十時から正午まで行ないます講師は、評論家の富岡隆氏です。

この講座は、あなたの魅力を引き出す話しのしかたを身につけたり、人と人とのふれ合いの中で、わかりやすくいかに自分の意志を伝えるかなどのために開かれます

【講座…ペン習字】ペン字の正しい書きかたや、じょうずになるため、五月十三日から六月三日までの、毎週土曜日午前九時三十分から午前十一時三十分まで練習会を行ないます。会場はそれぞれ狛江市集会所です。申し込みは、教育委員会社会教育課社会教育係へ

家族連れでつり教室を

教育委員会では、家族連れで一日つりを楽しんでいただくため、五月二十一日（日）午前九時三十分から第四小学校プールで、つり教室を開催します。つり協会の指導員がつりのコツを手ほどきします。

対象は、市内に住んでいる小学生以上の人です。定員は五十人で費用は五十円（エサ代）です。

時事講演

"沖縄と戦後"

五月十五日は、沖縄が日本に返還されます。

これに伴い、沖縄の歩みと生活の歴史をひもときながら「沖縄と戦後」というテーマで、五月八日（月）、十五日（月）、十八日（木）午後六時三十分から午後九時まで、狛江市集会所で講演会を行ないます。申し込みは、教育委員会社会教育課社会教育係へ。

フォークダンスを楽しむ会

教育委員会では、五月十九日（金）午後六時から午後九時まで第一小学校体育館でフォークダンスを楽しむ会を行ないます。職場の仲間や家族連れで、気軽に参加してください。なお、当日は運動ぐつを持参してください。

こくごグループにはいりませんか

こくごグループでは、文章を書くことの好きな人のために、毎月第二、第四木曜日午前十時から正午まで、狛江市集会所で練習会を行なっています。希望者は野沢章子氏（四八三）三九五四か、山本起美代氏（四八九）六五六九へ。

労働保険の更新手続きを

労働保険の年度更新手続きは、五月十五日までです。この労働保険は、いままでの労災保険料と失業保険料の徴収が一本化されたものです。

更新手続きは、申告書（報告書）を作成し、納付書を添えて近くの銀行か郵便局で納めてください。詳細は三鷹労働基準監督署（〇四二二）43―一一六一へ。

なお、同監督署の住所は三鷹市下連雀三の二の十一へ変わりました。

（体協だより）

卓球大会

卓球連盟では、五月十四日（日）午前九時から第一小学校体育館で硬式卓球大会を開催します。

形式は団体戦（四人で一チーム）男女別で行ないます。参加希望団体は、五月八日までに登録料（一団体三百円と大会参加費が一チーム五百円）を持参して、教育委員会社会教育課社会教育係へ申し込んでください。

庭球大会

庭球協会では、五月二十一日（日＝雨天の場合は二十八日）午前八時三十分から、多摩川緑地公園内テニスコートで、軟式庭球大会を開催します。形式はダブルスと、男子、女子、壮年の部があります。参加費はペアーで百円です。希望者は、五月十三日まで教育委員会社会教育課社会教育係へ。

また、定例練習会を五月十四日（日）午前八時三十分から、多摩川緑地公園内テニスコートで、行ないますから気軽に参加してください。

なお、初心者には庭球協会の指導者がコーチ（無料）します。

いずみ図書室

―本をお貸しします―

毎週・火・木・土曜日

午前九時三十分～午後五時

夜間貸し出しは、毎週火曜日

昭和四十六年中の貸出し状況は、百四十七日で九千百三十一人（九千百四十冊）でした。また夜間アルバイトを募集していますから希望者は、六日まで教育委員会社会教育課社会教育係へ。

狛江市集会所内いずみ図書室

騒音、交通公害など六項目

環境保全市民委員会から　第一次報告書が提出

市長の行なう公害行政に対する監視や公害発生源の監視と調査をし、市民の生活環境を良好に保つため、一般市民の力を行政の中に反映させるよう市長の付属機関として「狛江市環境保全市民委員会」を昨年九月設置しました。

その後活発な委員会活動が行なわれ、さる二月七日飯田貞雄会長からつぎのような第一次報告書が提出されました。

市では、この報告に対する具体的な対策について、じゅうぶん検討し、実施するよう努力しています。

報告書の内容は、つぎのとおりです。

〈騒音などの防止対策〉

騒音の公害は、住工混在がおもな原因になっています。その対策として規制の強化と地域の実態にそくした適切な生活環境の実現を早急にはからなければなりません。

そのためには、①用途地域の改正は、地域の実態の把あくのもとに将来の都市計画をも考慮して実施すべきである。②密集した住居の日常生活から発生する公害は、市民の自覚と認識を喚起しなければならないので、公害に対する知識を広報などで周知徹底する必要がある。③中高層建築が無秩序に建設されているが、日照問題が生じないよう指導すべきである。

報告書を提出する飯田貞雄会長（左）

〈交通公害の防止対策〉

①ノーカー運動を市民問題として意識づけ、違反駐車、スピード違反などの取締りと市全域の交通規制を再検討し、自動車所有者に車庫所有を義務づける措置を関係機関と協議して効果があがるよう配慮する。また、②市内の交差点周辺の自動車排気ガスの測定を実施し、市民にあたえる影響の実態を把あくして、自動車の所有者、運転者に法律や条例に準じた整備運転をするよう指導する。

〈大気汚染の防止対策〉

①狛江市における大気汚染の実態の調査分析と気象要因の調査分析を早急に行なう必要がある。②大気汚染（亜硫酸ガス、光化学スモッグ）の注意報発令時の周知方法と被害発生時の現地調査分析ができる機動的体制の確立を具体的に検討する。

〈水質汚濁の防止対策〉

①工場排水の水質検査を定期的に実施し、処理施設の使用管理と改善措置の指導を強力に実施する

②生活排水の水質の実態究明と住宅の浄化そうの維持管理が万全になされるよう指導を強化する

③下水道整備は、水質汚濁対策の基幹であるので期間を短縮する方向で促進をはからなければならない。

〈自然保護の推進〉

①自然保護の立場から市内の土地利用計画を早急に作成する必要がある。

②多摩川周辺の自然保護の重要性の認識のもとに市民の理解を得て、保全計画の施策を講ずるべきである。

③市民の自然保護に対する意識の高揚をはかり、植樹の促進、樹木の伐採、構築物の制限などの施策を打ち出すべきである。

〈廃棄物処理対策〉

①過剰包装をなくし、ノーごみ運動を生産、流通、消費の三者が一体となって実行するよう市が指導する。

②市民のごみに対する認識と理解を高め、分別収集について市民の協力を要請する措置を、効果があがるよう行なわなければならない。

五月予防接種の日程

五月の予防接種を、つぎの日程で行ないます。対象者には通知をいたしますが、万一、通知が届かない人や、接種の時期をのがしてまだ受けていない人でも受けられますから、注意事項を守って直接会場へおいでください。

【注意事項】①保護者（母親か父親）が同行してください。②当日の正午に家で体温を計って、問診票に記入してください。また、問診票にはその他の事項も正確に全部記入してください。③母子健康手帳を忘れますと、接種を受けられません。筆記用具、上ばきも持参してください。④時間は厳守してください。受付時間を過ぎましたらどんな理由があっても受けられません。⑤予防接種に直接関係のない子どもは、できるだけ連れてこないでください。⑥会場（校内）への車の乗り入れはかたく断わります。⑦三種混合の第一期は、三～四週間の間隔で三回受けなければなりません。途中でカゼなどをひいて受けられないときは、すぐ民生部環境衛生課予防衛生係へ相談してください。⑧三種混合の第一期二回目と急性灰白髄炎（小児マヒ）との間隔がつまっています。両方とも接種される人は、同じ会場で受けるようにしてください。

問い合わせは午前中に……

予防接種について、不審、不明な点がありましたら遠慮なく、民生部環境衛生課予防衛生係へ電話で問い合わせてください。係では詳しい説明や解答をしていますが午後になりますと、係員のほとんどが予防接種会場へでかけて留守になるため、できるだけ問い合わせは午前中にしてください。

月	日	曜	会場	種別	対象者	時間
5	15	月	第五小学校	百日せき ジフテリア 破傷風 混合	昭和四十六年七月一日から昭和四十六年十二月三十一日までの出生者	午後一時四十分～二時五十分
	16	火	第四小学校			
	17	水	第三小学校			
	18	木	第二小学校	第一期二回目		
	19	金	第一小学校			
	23	火	第五小学校	急性灰白髄炎（小児まひ）	第一回 昭和四十六年七月一日から昭和四十六年十二月三十一日までの出生者 第二回 昭和四十六年一月一日から昭和四十六年六月三十日までの出生者	
	24	水	第四小学校			
	25	木	第三小学校			
	26	金	第二小学校	第一回・第二回		
	29	月	第一小学校			

地盤沈下防げます

都が地下水くみあげ規制基準を設ける

東京都では、毎年広域化する地盤沈下を食い止めるため、地下水くみ上げ規制規準を公害防止条例施行規則に盛り込み、四月一日から規制しました。

この規制によると、今後、市内において工業用、冷暖房用、水洗便所用、洗車設備または公衆浴場（浴室の床面積の合計が百五十平方メートルをこえるもの）用に、地下水揚水施設（吐出口の大きさが六平方センチメートルをこえるもの）を設置するときは、吐出口の大きさが二十一平方センチメートル（直径五センチメートル）以下でかつストレーナー（取水口）の位置を地表面から四百メートル以上の深さにしなければなりません。

昭和四十七年四月一日現在すでに設置され、または設置工事がされている揚水施設は、当分の間規制の適用を受けません。しかし五月三十一日までに既設届けを民生部環境衛生課公害係へ提出してください。

また、事業所以外の冷暖房用、水洗便所用、洗車設備用の揚水施設についても、五月三十一日までに多摩公害事務所監察課に既設届けを提出してください。

なお、詳細は民生部環境衛生課公害係へ。

（保健所だより）

乳児健診　17日

乳児健診は、五月十七日（水）午後一時三十分から三時まで、武蔵調布保健所で行ないます。

対象は、昭和四十七年一月中に生まれた人（四か月児）です。（料金は無料）

三歳児健診　18日

三歳児健診は、五月十八日（木）午後一時三十分から三時まで、武蔵調布保健所で行ないます。

対象は、昭和四十四年三月中に生まれた人です。（料金は無料）

成人病集団健診

五月から十一月まで、三十歳以上の市民（特に主婦を重点）を対象に、申し込み団体が設置する会場で成人病（循環器）の集団検診を行ないます。

検診は、一般検査（問診、血圧尿）精密検査（心電図）です。

町会、PTAなどの団体（受診者五十人以上）の代表者は、武蔵調布保健所業務係（〇四二四）84―二一二三へ電話で申し込んでください。先着六百人で締め切ります（料金は無料）

栄養教室

五月二十三日から六月二十七日までの毎週火曜日午後一時三十分から四時まで、武蔵調布保健所で栄養教室を開きます。

この栄養教室は、やさしい栄養学、年代別の栄養のとり方、調理実習、食品衛生、病人食などの知識を深めていただくためのもので定員二十五人、受講料三百円です。申し込みは、五月八日から十三日まで武蔵調布保健所業務係へ。

なお、申し込み時間は、午前九時から午後四時までです。（ただし十三日は午前中）

精神衛生相談

精神衛生相談は、五月十五日（月）午後一時三十分から三時まで武蔵調布保健所で行ないます。

対象者は、精神病、心の病気など、自分や家族のことで困っている人です。担当者は精神衛生専門医です。（料金は無料）

血液検査

毎週月・水曜日午前九時から十時三十分まで武蔵調布保健所で血液検査を行ないます。

明るく健康な毎日を過ごすため血液検査を受けてください。結婚される人、妊娠中の人は無料です

殺虫剤を無料配布

これから衛生害虫（カ、ハエなど）が発生する時期となりましたこれに伴って市では、衛生協力会を通じて殺虫剤の無料配布を行ないます。衛生協力会加入者は、会長から配布を受けてください。

衛生協力会未加入者は、五月九日から十三日までの五日間、午前九時から午後四時（昼休み時間を除く）まで、市役所正門横で配布します。

配布される殺虫剤は、スミチオン乳剤で一びん二〇〇CC入りです。（容器は持参しないでけっこうです）なお、使用するときは添付してあります取り扱い説明書をよく読んで使用してください。

粗大ごみを常時収集

大そうじは廃止

いままで、五月に実施していた春の大そうじは、ごみ捨て場の確保や収集方法の困難から廃止することになりました。これに変わるものとして、粗大ごみは年間を通じて常時収集を行ないます。

この粗大ごみとは、日常生活に伴って出てくる耐久消費材で、タンス、机、いす、冷蔵庫、洗たく機、その他植木、古材などの大型ごみをいいます。

粗大ごみが出た場合は、民生部環境衛生課環境整備係へ連絡してください。係では、連絡を受けてから四日から五日間ぐらいの間に業者が収集に伺うように手配いたします。料金は無料です。

ただし、家屋のとりこわしによる古材や、植木の手入れによって出てくる枝は、それぞれの業者に処分してもらってください。業者が処分できなく大量にごみが出た場合には、料金を徴収することもあります。

祝日に生ごみを臨時収集

四月二十九日と五月三日の生ごみ収集地域はともに祝日なため、その収集地域は収集を行ないませんが、特に五月三日の収集地域に限り、生ごみの臨時収集を行ないます。ただし、五日（金）の生ごみの収集は休みです。不燃物は祝日でも収集します。

不燃物は必ず収集日に

不燃物の収集は、四月一日から月二回になりました。しかし、その出しかたがまだ徹底されていません。特にアパートの所有者、管理人は居住者に収集日に出すよう徹底させてください。また、収集日は一定していませんから、毎月一日に発行します広報（不燃物の収集日欄）を注意してごらんください。なお、不燃物収集地区割図は四月一日の新聞に折り込みましたが、もし届いていない家庭がありましたら、民生部市民課の窓口で配布していますから受け取りにきてください。

税の出張収納

国民健康保険税第一期分の出張収納をつぎの日程により行ないますので利用してください。

国民年金も取り扱います。

月	日	曜	時間	場所
5	27	土	午前九時～十一時三十分	和泉郵便局そば
			午後一時十分～二時三十分	名古屋商店本店前
			午後二時四十分～三時三十分	和泉
			午前九時三十分～十一時三十分	都営住宅集会所前
			午後一時十分～二時	小足立狛江保育園そば
			午後二時十分～三時	寺西菓子店前
	29	月	午前九時三十分～十一時三十分	岩戸
			午後一時十分～二時	慶岸寺前
			午後二時十分～三時	岩戸
			午前九時三十分～十一時三十分	明静院前
			午後一時十分～二時	猪方第二中学校前
			午後二時十分～三時	管原白幡神社前
	30	火	午前九時三十分～十一時三十分	駒井
			午後一時十分～二時	消防詰所前
			午後二時十分～三時	覚東
			午前九時三十分～十一時三十分	千手院前
			午後一時十分～二時	覚東
			午後二時十分～三時	天理教教会前
	31	水	午前九時三十分～十一時三十分	猪方
			午後一時十分～二時	谷田部米店猪方販売所前
			午後二時三十分～三時三十分	和泉多摩川
				玉泉寺前
				小足立神代団地そば
				子ノ権現三島神社前

5月し尿くみ取りの作業日程

地区割	収集日				
第1地区	1日（月）	2日（火）	4日（木）	6日（土）	8日（月）
第2地区	9日（火）	10日（水）	11日（木）	12日（金）	13日（土）
第3地区	15日（月）	16日（火）	17日（水）	18日（木）	19日（金）
第4地区	20日（土）	22日（月）	23日（火）	24日（水）	25日（木）
第5地区	26日（金）	27日（土）	29日（月）	30日（火）	31日（水）

※天候などで、多少変更することがあります。

5月不燃物の収集作業日程

地域＼日程	1回目	2回目	地域＼日程	1回目	2回目
A地区	3日（水）	17日（水）	E地区	10日（水）	24日（水）
B地区	4日（木）	18日（木）	F地区	11日（木）	25日（木）
C地区	5日（金）	19日（金）	G地区	12日（金）	26日（金）
D地区	6日（土）	20日（土）	H地区	13日（土）	27日（土）

※　不燃物の収集は祝日でも行ないます。

◎ごみは必ず収集日に出しましょう。

今月の相談

法律相談　11日 25日

法律相談は、五月十一日（木）二十五日（木）午前九時から正午まで市役所で。▽担当・弁護士の毛利秀之氏。

人権身の上相談　18日

人権身の上相談は、五月十八日（木）午後一時から四時まで市役所で。▽担当・人権擁護委員の吉原隆次氏、矢木次郎氏。

行政相談　19日

行政相談は、五月十九日（金）午後一時から四時まで市役所で。▽担当・行政相談委員の宮崎武雄氏。

国税相談　4日

国税相談は、五月四日（木）午後一時から四時まで市役所で。▽担当・東京税理士会武蔵府中支部税理士。

更生保護相談　17日

更生保護相談は、五月十七日（水）午前十時から午後四時まで市役所福祉事務所で。▽担当・保護観察官の荒木光隆氏。